

次のとおり台湾における「大分和牛」需要開拓事業委託業務に関する企画提案競技（プロポーザル方式）を実施するので公告する。

令和6年7月12日

ブランドおおいた輸出促進協議会畜産部会

1 趣旨

「おおいた和牛」は、平成30年に「おおいた豊後牛」のリーディングブランドとして誕生した新しいブランドであり、台湾においては、大分県が「大分和牛」（「おおいた和牛」の漢字表記）の商標権を令和3年1月に取得している。

また、台湾向け「大分和牛」の輸出については、株式会社大分県畜産公社が、平成29年に輸出施設認定を取得して以降、着実に輸出量は拡大しているが、サーロインやリブローズ、ヒレ（以下、「ロイン系」という。）以外の部位のカット方法や調理方法等について、現地事業者等に十分な知識があるとは言えない状況である。

今後も台湾向け「大分和牛」の輸出拡大を図るためには、ロイン系以外の需要を創出する必要があることから、現地事業者等に対し、ロイン系以外の部位の適切なカット技術指導や現地目線での調理方法の提案等を行う。

2 契約に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 台湾における「大分和牛」需要開拓事業委託業務 |
| (2) 履 行 場 所 | ブランドおおいた輸出促進協議会畜産部会
大分県大分市大手町3丁目1番1号大分県農林水産部おおいたブランド推進課 |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結後から令和7年1月20日まで |
| (4) 業 務 概 要 | 別添「台湾における「大分和牛」需要開拓事業委託業務 仕様書」による。 |
| (5) 契約限度額 | 2,970千円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (6) 著作権等 | |

ブランドおおいた輸出促進協議会畜産部会（以下「畜産部会」という。）が契約の目的物（以下「成果物」という。）を改変・利用することを許諾すること。

また、成果物及び委託契約に基づく畜産部会の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格等

(1) 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ①大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。

②事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

- ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、畜産部会との打合せ等に担当者等を出席（オンラインを含む。）させることが可能な者であること。
- イ 畜産部会から要請があった場合に、2日以内に担当者等を派遣（オンラインを含む。）することが可能な者であること。
- ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- オ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員が役員となっている事業者
 - （エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （オ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （カ）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - （キ）役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - （ク）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（2）参加申込書及び資格審査書類

①参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を**令和6年7月23日（火）17時**までに提出すること。（電子メール可。）

②資格審査

次に定める資格審査書類を企画提案書等の提出期限（**令和6年8月6日（火）17時**）までに電子メールで提出すること。

（資格審査書類）

- ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）
- イ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）
- ウ 過去の類似業務の実績を証する書類

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を

併せて提出すること。

国外に籍を置く企業の場合にあつて、次に定める書類と同等の書類の提出が難しい場合は、事前に③の参加申込書及び資格審査書類提出先まで問合せること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（県税）
- ・ 納税証明書（地方消費税）
- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

③参加申込書及び資格審査書類提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
ブランドおおいた輸出促進協議会畜産部会事務局
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課海外流通班)
T E L 097-506-3631 / F A X 097-506-1761
E-mail a15320@pref.oita.lg.jp

(3) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（別紙様式3）を提出すること。

4 説明会

実施しない。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式4）にて行うものとし、質問書は電子メールで提出すること。件名は「台湾向け「大分和牛」PR強化等事業委託業務に関する質問」とすること。なお、質問書を電子メールで送信した翌日（土日祝日を除く）までに受信した旨の返信がない場合は電話連絡すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

ア 質問方法 メールのみ（電話での問い合わせは不可）

イ 提出期限 **令和6年7月23日（火）17時**まで

ウ 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
ブランドおおいた輸出促進協議会畜産部会事務局
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課海外流通班)

F A X 097-506-1761

e-mail a15320@pref.oita.lg.jp

(3) 回 答

質問事項への回答は、令和6年7月25日（木）までに、参加申出のあった業者に対して電子メールにより回答するが、提案内容の核となる質問内容については、質問者のみに回答する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

6 企画提案書の提出等

(1) 委託の趣旨等に留意のうえ、事業の実施方法等を具体的に記載した下表の企画提案書等を作成し、**電子メール**で提出期限までに提出すること。

(A4サイズで②企画提案書は10枚以内とすること)

① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
② 企画提案書 (10枚以内)	仕様書に記載のとおり、企画提案書には少なくとも以下の内容を記載すること。 ・料理人について ・会場及び実施日について ・参加者の募集方法およびスケジュールについて ・通訳および動画撮影者の手配について ・当日のスタッフ配置体制について ・独自の提案	様式自由 (A4版)
③ 業務工程表		様式自由 (A4版)
④ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、畜産部会との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	様式自由 (A4版)
⑤ 見積書	項目ごとにその単価、金額を記載すること。 なお、諸経費を積算し、当初想定できなかった消耗品購入や通信運搬費等の経費が発生した場合に充当すること。	様式自由 (A4版)

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出先

① 提出期限 **令和6年8月6日（火）17時**まで

② 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
ブランドおおいた輸出促進協議会畜産部会事務局
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課海外流通班)

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

7 審査及び結果通知

- (1) 企画提案書等の審査は、令和6年8月上旬に審査委員会に諮り、「審査基準」に基づき最優秀提案1件を選定する。
- (2) 審査委員会では、提案者によるプレゼンテーションを行うこととする。(オンライン形式での参加も可)なお、新型コロナウイルス感染症の拡大など、やむを得ない事情により、ヒアリング審査全般を、オンラインによるヒアリングや、選定委員による企画提案書等の書類審査のみで実施する可能性もある。最終的な審査実施方法については、企画提案書等の受領後に別途指示する。
- (3) 審査結果は、令和6年8月中旬に審査委員会に関係する全ての企画提案者に対して通知する。
- (4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
なお、提出された企画提案書は本提案協議の選考のみに使用する。
- (3) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、畜産部会と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (4) 契約書の言語は日本語とする。
- (5) 委託金額の支払いは日本円で、銀行振り込みにて行う。また、支払先口座が海外口座の場合、海外送金手数料等は受託者負担とする。

9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
ブランドおおいた輸出促進協議会畜産部会事務局
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課海外流通班)
電話 097-506-3631 / F A X 097-506-1761